

3-②暴言

事例

A教諭は、担任や部活動顧問として関わる生徒が、授業中の態度が悪いことに腹を立て、「話を聞いているのか。この野郎。ふざけるな。」などと生徒の言い分を聞かずに一方的に指導したり、その後もふてくされた態度の生徒に対して、「てめえ、いつまでもふざけてんじゃねえぞ。」などと、生徒が不安感や圧迫感を抱くほどの大きな声での言動を繰り返したりしていた。

生徒の自尊感情や自己肯定感を傷つけるような発言を繰り返し行ったことで、この生徒を不登校に追い込むことになった。

【A教諭の考え】

何度も何度もこの生徒を指導してきたが、生徒の行動は改まらないため力に頼る指導をしてしまった。部活動が好きで活躍していた生徒なので、頑張ってもらいたい、努力してもらいたいという気持ちだった。なんとか改心してほしいという思いで、大声で怒鳴る不適切な強い指導をしてしまった。今まで、このような生徒指導をしてきたが、これからどのように指導を変えていけばよいのか悩んでいる。

【考えてみましょう】

○この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

○この事案を未然に防ぐために、管理職をはじめ、組織としてどのような対応が必要だったと思いますか。

○体罰や暴言など、力に頼る指導をなくすために、あなたはどのようなことを心掛けていこうと思いますか。

【体罰・暴言の撲滅に向けたチェックシート】

どのような行為が体罰や暴言に当たるかを理解しているか。	
体罰や暴言は、指導ではなく法律で禁止されている行為であることや、児童生徒の人格を傷つけ人権を侵害する行為であることを理解しているか。	
体罰や暴言は、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員及び学校への信頼を失墜させる行為であることを理解しているか。	
体罰や暴言は、児童生徒に力で問題を解決する考えを学習させ、児童生徒によるいじめや暴力行為などを発生させる恐れがあることを理解しているか。	
教育的な情熱と使命感をもって、児童生徒の将来を見据えて、児童生徒が自ら改善点を納得できるような指導を行うことを心掛けているか。	
先輩に対しても、行き過ぎた指導だと感じる場合は、指導を代わるように進言したり冷静になるように言葉を掛けたりして、相互に注意することが、同僚を守ることにつながるという意識をもっているか。	

【その他の事例】

B教諭は、市内外のチームが集まる部活動の合同練習会で、自校の生徒の動きが緩慢だと感じたため、「やる気がないんだったらさっさと帰れ。一番遅いじゃないか。チンタラ歩いてんじゃねえよ。学校の恥だ。」と大声で叱責するなど、不適切な言動をした。練習会の様子を見に来ていた生徒の保護者が、後日、管理職に相談した。

C教諭は、授業中に私語を繰り返す児童に対して「なめてんのか」「ばか野郎」などと暴言を繰り返した。また、この児童に対して、指導してもすぐにできないことに腹を立て、「何度言わせるんだ。」「なんでできねえんだよ。」などとしつこく責め立ててこの児童の自尊感情を失わせ、その後、児童は欠席しがちになった。

D教諭は、全校児童での運動会の練習中に、周囲と同じように集団行動ができなかった児童に対して、児童の尊厳や組織的な対応を全く考えず、朝礼台の上から大声で叱責したため、児童は声を上げて泣き出した。下校後、児童の保護者から担任に連絡があり、その際の状況の説明を求められた。

※参考

【栃木県教職員懲戒処分の基準】

6 児童生徒に対する非違行為関係

(1) 体罰

- ア 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡又は重大な後遺症を残す負傷を負わせた教職員は、**免職**又は**停職**とする。
- イ 体罰を加えたことにより、児童生徒に重傷を負わせた教職員は、**停職**、**減給**、又は**戒告**とする。この場合において、体罰を常習的に行っていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なときは、**免職**又は**停職**とする。
- ウ 体罰を加えたことにより、児童生徒に軽傷を負わせた教職員は、**減給**又は**戒告**とする。この場合において、体罰を常習的に行っていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なときは、**停職**又は**減給**とする。
- エ 悪質な暴言等を常習的に行うことにより、児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた教職員は、**停職**、**減給**又は**戒告**とする。この場合において、暴言等の態様が特に悪質なときは、**免職**、**停職**又は**減給**とする。

【主な関連法規】

学校教育法

(児童、生徒等の懲戒)

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

地方公務員法

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規制若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

刑法

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

国家賠償法

(公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権)

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

- ② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。